

当座勘定規定（一般当座用）新旧対比表

（下線部が改定箇所）

改訂前	改訂後
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、<u>店頭表示</u>の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。</u> <u>また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> ② 同左 ③ 同左 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、<u>当行所定</u>の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> ② 同左 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 ④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳または当座預金キャッシュカードとともに、取引店に提出してください。また、払戻請求書による払戻しを受けることについて正当な権限を有することを</u>

改訂前	改訂後
	<u>確認するため、本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>
第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 <以下、省略>	第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③ 同左 ④ 同左 <削除> ⑤ 同左 ⑥ 同左 <以下、省略>
第12条（手数料等の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 <以下、省略>	第12条（手数料等の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 <以下、省略>
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求が</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u><以下、削除></u>

改訂前	改訂後
あるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。	
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <以下、省略>	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> <以下、省略>
第 18 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <以下、省略>	第 18 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> <以下、省略>

小切手用法新旧対比表

（下線部が改定箇所）

改訂前	改訂後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

約束手形用法新旧対比表

(下線部が改定箇所)

改訂前	改訂後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

為替手形用法新旧対比表

(下線部が改定箇所)

改訂前	改訂後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定新旧対比表

(下線部が改定箇所)

改訂前	改訂後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <以下、省略>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> <以下、省略>

定期預金共通規定・通知預金規定・積立定期預金規定新旧対比表

(下線部が改定箇所)

改訂前	改訂後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <以下、省略>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> <以下、省略>

定期積金規定新旧対比表

(下線部が改定箇所)

改訂前	改訂後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <以下、省略>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> <以下、省略>